

82 水産業復興支援対策

【復旧・復興対策分 31, 306 百万円】

【うち復興庁計上分 31, 306 百万円】

対策のポイント

漁業・養殖業と水産加工・流通業が一体となった復興を支援をします。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たしていることから、水産資源の回復と漁業・養殖業の早期復興が極めて重要な課題となっています。
- ・漁業では、多数の被害を受けた漁船や定置網等の早急な復旧と漁業復興のため、漁船・船団の近代化・合理化・省エネ化を推進し、収益性の高い操業体制へ転換することが必要です。
- ・また、水産資源の回復と漁業・養殖業と水産加工業が一体となった復興のためには、漁業者等の共同利用施設（冷凍冷蔵施設、加工施設等）の整備や種苗放流に対する施設整備等の支援が必要となっています。
- ・養殖業では、被災した養殖施設の復旧を図るほか、生産再開から収入を得られるまでに数年程度を要することから、生産の早期再開に向けた経営の再建と安定的な生産体制の構築を図る必要があります。

政策目標

- 漁船・漁具の早急な復旧と収益性の高い操業体制の構築
- 被災地における養殖業の早期再開と生産量の回復
- 被災地における水産物の生産量を回復
- 水産加工流通業の復興と水産物の安定供給の確保

<主な内容>

1. 漁業・養殖業復興支援事業 10, 606 百万円
漁業・養殖業の復興を推進するため、収益性の高い操業体制への転換や養殖業の共同化による経営の再建に必要な経費の支援を行います。
(補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等)
2. 漁船等復興対策 4, 119 百万円
漁業協同組合等が被災した漁業者のために行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入に対して支援します。また、被害を受けた漁業者のグループ等が行うLED集魚灯等の最新の省エネ機器設備の導入に対して支援します。
(補助率：1/2、1/3以内、定額
事業実施主体：民間団体等)
3. 養殖施設災害復旧事業 1, 080 百万円
激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づき都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の9/10の補助を行います。
(補助率：9/10以内
事業実施主体：民間団体等)
4. 被災海域における種苗放流支援事業 2, 054 百万円

種苗生産施設を復旧・復興し、種苗放流を行う体制が整うまでの間、他地域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流尾数を確保するとともに、放流種苗が速やかに放流海域に適応させるため放流種苗の棲息環境を整備する取組みに対し支援します。

〔補助率：2／3、1／2以内、定額〕
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等〕

5. 水産業共同利用施設復旧整備 10,009百万円

被災した漁業者等の共同利用施設（荷さばき場、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等）のうち規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等の整備、被災した漁港が必要最低限の機能回復を図るための施設整備を支援します。

〔補助率：2／3、1／2以内〕
事業実施主体：都道府県、民間団体等〕

6. 水産業共同利用施設復旧支援 3,340百万円

被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費を支援します。

〔補助率：2／3、1／2以内〕
事業実施主体：都道府県、民間団体等〕

7. 加工原料等の安定確保取組支援 98百万円

地域の漁港において漁業・水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、緊急的に漁協・水産加工協等が遠隔地から加工原料の確保等を行う際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援します。

〔補助率：1／2以内〕
事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、2の事業	水産庁漁業調整課	(03-3502-8469 (直))
1、3、4の事業	水産庁裁培養殖課	(03-6744-2383 (直))
5の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2391 (直))
6、7の事業	水産庁加工流通課	(03-6744-2350 (直))

